

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月15日

【事業年度】 第49期（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

【会社名】 株式会社 長大

【英訳名】 CHODAI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永治 泰司

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号

【電話番号】 03(3639)3301(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 山脇 正史

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号

【電話番号】 03(3639)3301(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 山脇 正史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年12月21日に提出いたしました第49期（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

5 役員の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

2) 企業統治の体制の概要及び内部統制システムの整備の状況等

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

3) リスク管理体制の整備の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

5【役員の状況】

(訂正前)

前略

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		平野 實	昭和18年5月22日生	平成14年7月 西松建設株式会社 顧問 平成15年7月 西松建設株式会社 常務執行役員 平成21年7月 西松建設株式会社 顧問(現任) 平成27年12月 当社取締役(現任)	(注)3	

後略

(訂正後)

前略

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		平野 實	昭和18年5月22日生	平成14年7月 西松建設株式会社 顧問 平成15年7月 西松建設株式会社 常務執行役員 平成21年7月 西松建設株式会社 顧問 平成27年12月 当社取締役(現任)	(注)3	

後略

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

2) 企業統治の体制の概要及び内部統制システムの整備の状況等

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

(訂正前)

当社の内部統制室は、社外監査役を含む監査役会とは定期及び必要に応じて情報の交換や話し合いが持てる体制にあります。また代表取締役は内部統制部門を統括し内部統制整備の実施計画・評価範囲・評価結果等について社外取締役を含む取締役会に対し、必要に応じて報告を行っております。

社外監査役を含む監査役会は会計監査人との間で監査計画に関する協議を行うとともに、会計監査人は、監査役会に対し定期的に監査結果に関する報告を行っております。

社外監査役を含む監査役会と会計監査人は、必要に応じて問題点の共有を図るための意見交換を実施するとともに、相互に連携しながら監査を行っております。

(訂正後)

当社の内部統制機構は、社外監査役を含む監査役会とは定期及び必要に応じて情報の交換や話し合いが持てる体制にあります。また代表取締役は内部統制部門を統括し内部統制整備の実施計画・評価範囲・評価結果等について社外取締役を含む取締役会に対し、必要に応じて報告を行っております。

社外監査役を含む監査役会は会計監査人との間で監査計画に関する協議を行うとともに、会計監査人は、監査役会に対し定期的に監査結果に関する報告を行っております。

社外監査役を含む監査役会と会計監査人は、必要に応じて問題点の共有を図るための意見交換を実施するとともに、相互に連携しながら監査を行っております。

3) リスク管理体制の整備の状況

(訂正前)

当社のリスク管理は、内部統制室が担当し、リスク情報の収集、リスク管理規程及びマニュアルの整備を行い、リスク管理全般を統括することとしております。また、この内部統制室は、コンプライアンスホットラインの窓口として、情報の収集、対応の早期化を図り適正なリスク管理を目指しております。

(訂正後)

当社のリスク管理は、内部統制機構が担当し、リスク情報の収集、リスク管理規程及びマニュアルの整備を行い、リスク管理全般を統括することとしております。また、この内部統制機構は、コンプライアンスホットラインの窓口として、情報の収集、対応の早期化を図り適正なリスク管理を目指しております。